

青谷オープン卓球大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青谷オープン卓球大会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市青谷地域で開催される青谷オープン卓球大会（以下「大会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、円滑な大会の運営と、本市のスポーツの振興を図ることを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、大会を運営する青谷オープン卓球実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、実行委員会の運営に要する経費の額（協賛金、負担金等の特定財源により充当されるもの及び食糧費の額を控除したもの。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(概算払い)

第6条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、青谷町総合支所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

様式第1号（第5条、第9条関係）

第 回 青谷オープン卓球大会 事業計画（報告）書

1 事業の目的（大会趣旨等）

2 事業の内容（大会日程、参加予定人数、大会結果等）

3 その他

